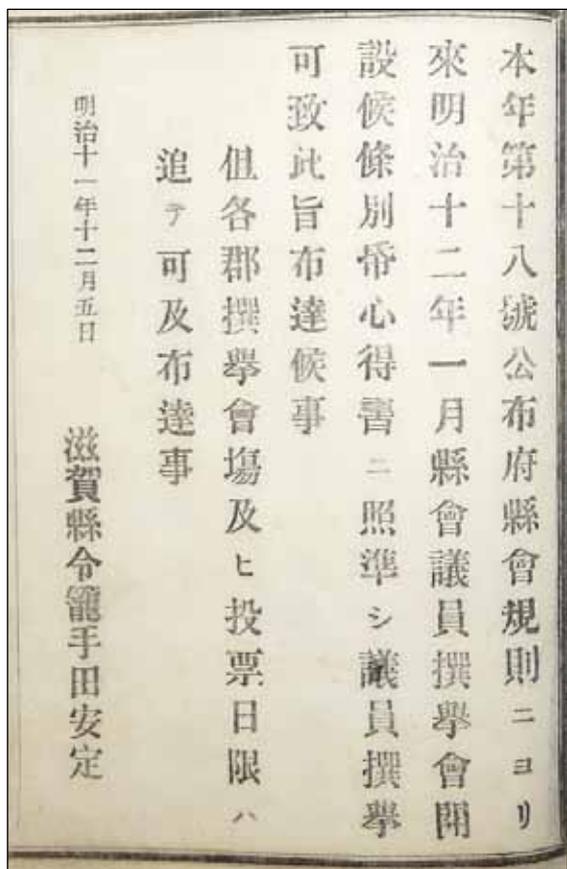


展示「選挙の歴史」

平成 22 年 7 月 14 日 ~ 8 月 11 日



「県会議員選挙につき布達」

明治 11 年 (1878 年)

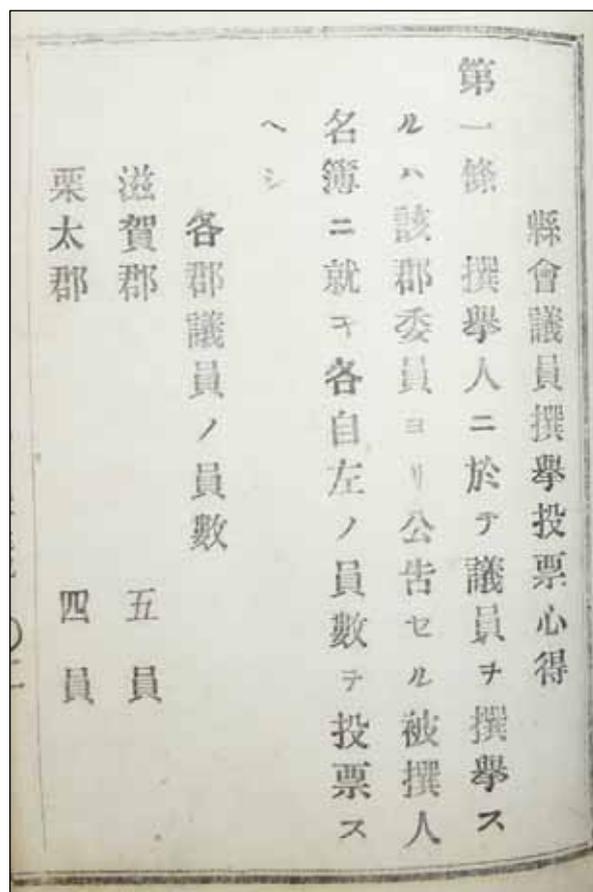
明治 11 年 7 月に公布された「府県会規則」により、滋賀県でも翌 12 年に初めての県会が開かれることとなった。

「県会議員選挙投票心得」(右)(下)

明治 11 年 (1878 年)

明治 12 年に初めて開かれる県会の議員には、当時滋賀県に編入されていた大飯郡など現福井県の 4 郡からも含めて、計 64 人が選ばれることになっている。

この選挙では投票用紙は県庁から戸長経由で選挙人に事前に下付され、代人による持参投票も認められている。



各郡議員ノ員數	
滋賀郡	五員
栗太郡	四員

甲賀郡 五員
 野洲郡 四員
 蒲生郡 五員
 神崎郡 四員
 愛知郡 四員
 犬上郡 五員
 阪田郡 五員
 淺井郡 三員
西淺井郡ヲ除ク

伊香郡 三員
淺井郡ノ内 西淺井郡ヲ合ス
 高島郡 四員
 大飯郡 三員
 遠敷郡 四員
 三方郡 三員
 敦賀郡 三員
 第二條 投票ノ用帑ハ縣廳ヨリ該區
 戸長ヲ經テ之ヲ下付スヘシ

但用帑ヲ紛失シ又ハ書損等ヲ爲
 シタルキハ戸長役場ニ於テ更ニ
 受取ルヲ得ヘシ
 第三條 投票ハ撰學スヘキ人名ヲ列
 記シ自己ノ族籍姓名ヲ署シ押印シ
 テ封緘スヘシ其書式左ノ如シ

郡	村名	族	姓名	年齢
何郡	何村	平民	何某	何年
何郡	何村	士族	何某	何年
何郡	何村	平民	何某	何年
何郡	何村	平民	何某	何年
何郡	何村	平民	何某	何年

右當郡縣會議員投票仕候也
 明治十二年一月何日 撰學人 何某

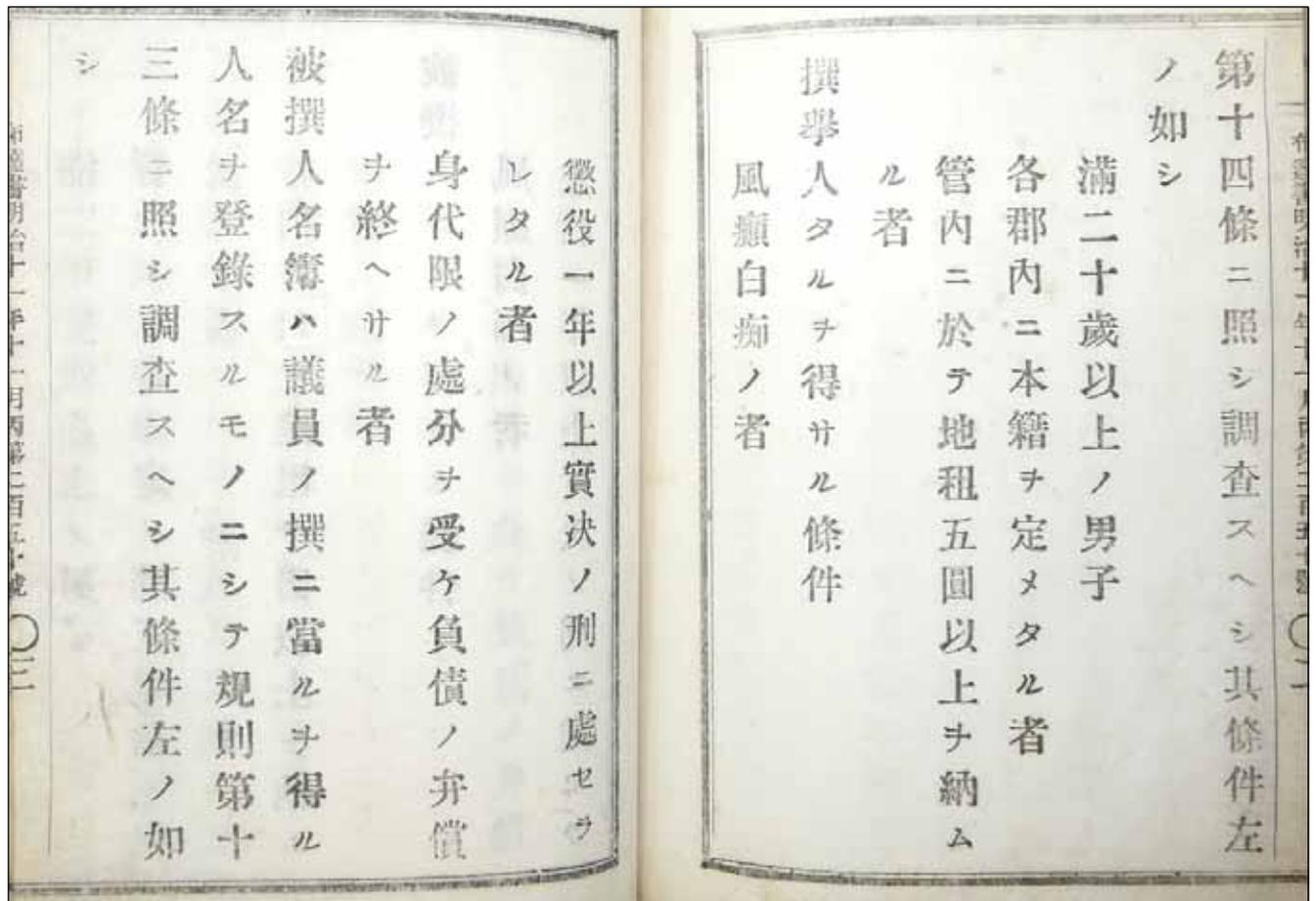
(上)「県會議員選挙投票心得」に
 載る投票用紙

選挙人は、郡ごとに定められた議員定員すべてを列記し、自身の住所・氏名・族籍(平民・士族)を記して捺印する。

「選挙・被選人名簿調製手続」

明治 11 年 (1878 年)

翌 12 年 1 月の初の県会議員選挙に備えて、選挙人・被選人の有資格者調査を区長・戸長に命じる県令布達に添付されたもの。選挙人資格は満 20 歳以上、各郡内に本籍を定め、地租 5 円以上を納める男子。被選人資格は満 25 歳以上で県内に本籍を定め満 3 年以上居住し、地租 10 円以上を納める男子。



「犬上郡内町村会議員選挙実況報告」

明治 22 年 (1889 年)

明治 22 年、大日本帝国憲法下の地方自治に関する基本法である町村制が滋賀県でも施行され、ほどなく各町村で町村会議員選挙が実施された。各郡長はそれぞれ郡内の選挙の様子を県に報告している。

下は彦根町の選挙の様子。「主義ヲ異ニスルモノハ互ニ自党中ノモノヲ候補者トナシ名刺ヲ通シ又ハ合議ヲナシ、選挙前ニ於テハ殆ト奔走ノ状ヲ見ル」ほどであったが、選挙結果はあまり偏りのないものであったため、「不快ノ感想ヲ懐クモノヲ見ス」としている。

全七丁目	全六丁目	全五丁目	全四丁目	全三丁目	全二丁目	芥橋一丁目	池淵町	下番衆町	東原町	西原町	全土橋町	全下横町	全下庄町	中後上庄町	本町	五番町	四番町	三番町	二番町	一番町	中島町	観音堂	内田町	石ヶ崎町	丸野木町
○	○	一 人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二 人	○	一 人	二 人	○	二 人	○	○	○	○	一 人
代人ヲ以テ選挙ヲ許シタル証憑ヲ選挙ケ	シテ差出サシ之ヲ受ケル中、後日投票中	能テモ相識ノ者ナキカ為或ハ故意ニ代人ヲ	撰挙人中往々下等社会ノモノ有テ投票掛	スルニ難ト困難ヲ感シタリ何トナシハ二級	町村ニ在テハ撰挙人ノ何某タルヲ確認	人自ラ掛長ニ差出スヘキ成規ナルカ大ナル	未登ノ故障ト云フスキ、元来投票ハ撰挙	撰挙上公登ノ故障ト認ムルモノナレ将来	ニクリ○撰挙界生ニシタル公登未登ノ故障	休戚ニ関スル一般人民ノ感想ヲ惹起	ケタル議負ハ其責任重大ニシテ実ニ町村ノ	スハ勢ノ免ザル所ナリ而シテ町村制ニ拠リ	競争ヲ試ミ失敗ヲ取リ自ラ苦情ヲ鳴ラ	然レモ里長ニ候補者ニ選挙ケテハ撰挙ニ	為餘リニ不快ノ感想ヲ懐クモノヲ見ス	果ヲ見ヌ町村人民ノ希望ヲ充タシメルカ	結果ハ先議負撰出ニ於テ一方ニ偏スルノ結	為一級撰挙人中ニ専ラ斡旋スル者アリ	産家ハ町村税ニ偏重ノ流弊ナカラシム	慮リニ級撰挙人ニ多敷ヲ古有セシサレ	始ト奔走ノ状ヲ見ルニ至レリ又一方ニ在テハ	ナシ名刺ヲ通シ又ハ合議ヲナシ撰挙前ニ於テハ	ヲ異ニスルモノハ互ニ自党中ノモノヲ候補者ト	口競争ノ由來競争ノ由テ来ル所以ニ主義	

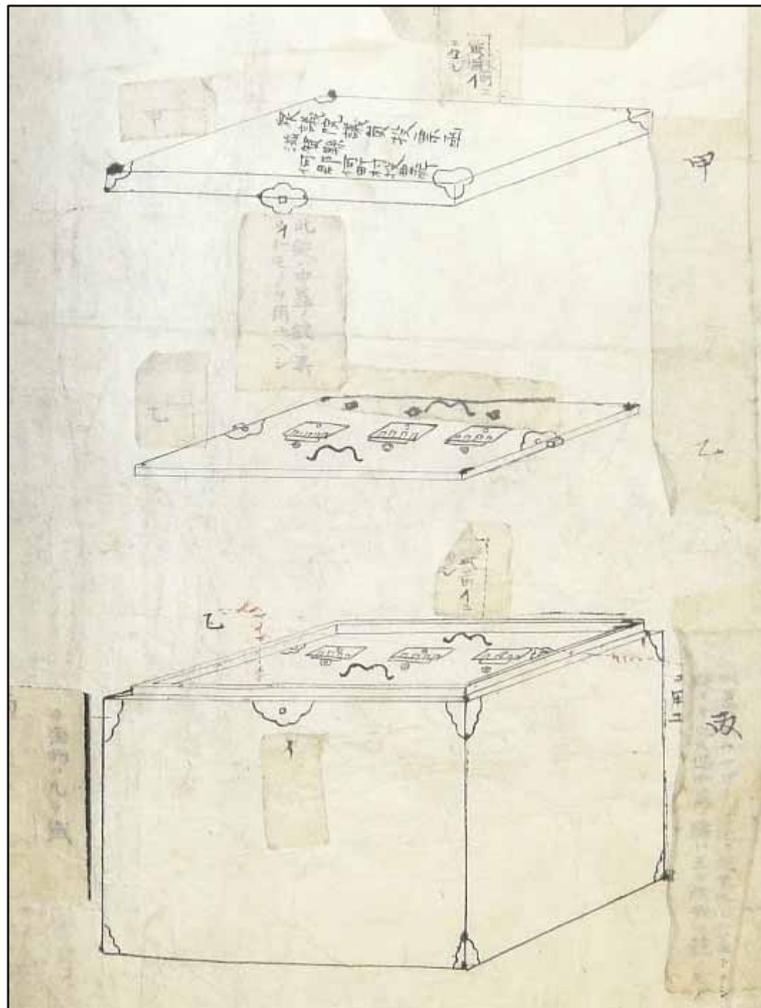
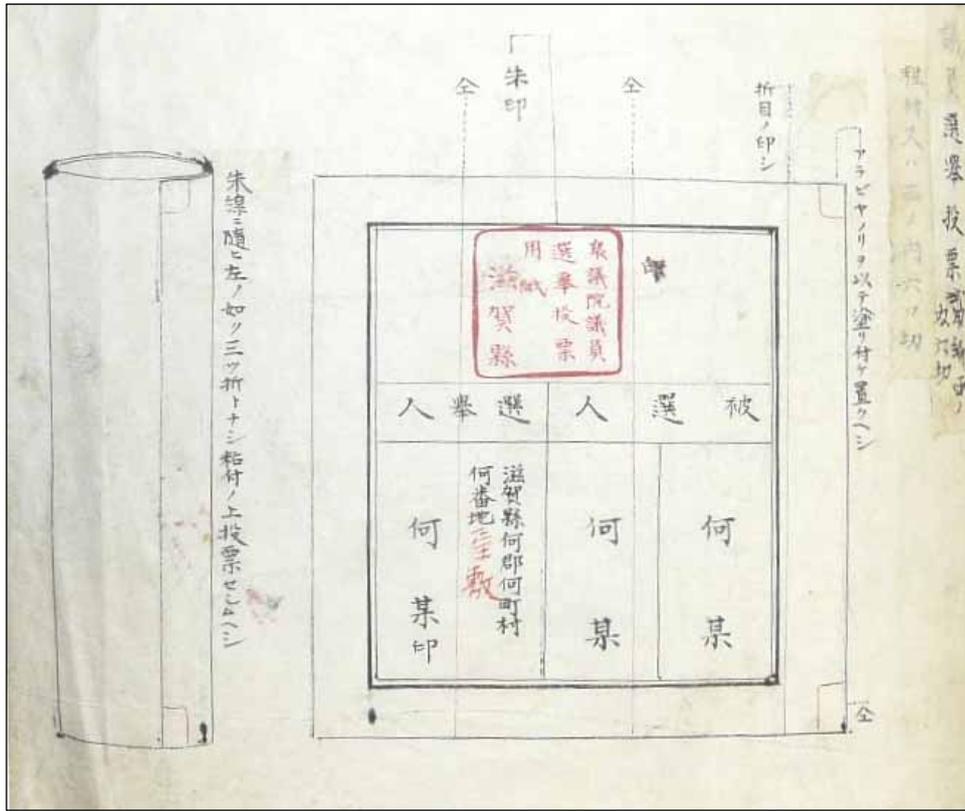
「衆議院議員選挙事務取扱規則」

明治 23 年 (1890 年)

明治 23 年 7 月 1 日、大日本帝国憲法下での初の衆議院議員選挙が実施された。滋賀県では同年 2 月に選挙事務取扱規則を定めている。

投票所には、記入用としてじゅうぶんな数の筆硯墨を備えておくこと、出入口に警察官を置いて取り締まる、などの項目が見える。

管 二 蓋 ノ 銀 ヲ 卸 シ 其 第 一 蓋 ノ 鑰 ハ 投票 所 管理 者 之 ヲ 保	第 十五 條 投票 所 管理 者 ハ 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 十四 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 十三 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 十二 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 十一 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 十 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 九 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 八 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 七 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 六 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 五 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 四 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 三 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 二 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス	第 一 條 投票 所 ノ 出入口 ニ 警察 官 ヲ 置 キ 投票 者 ノ 出入 ヲ 取締 ル 事 ト ス
--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



衆議院議員選挙投票用紙（上）
ならびに投票箱（左）

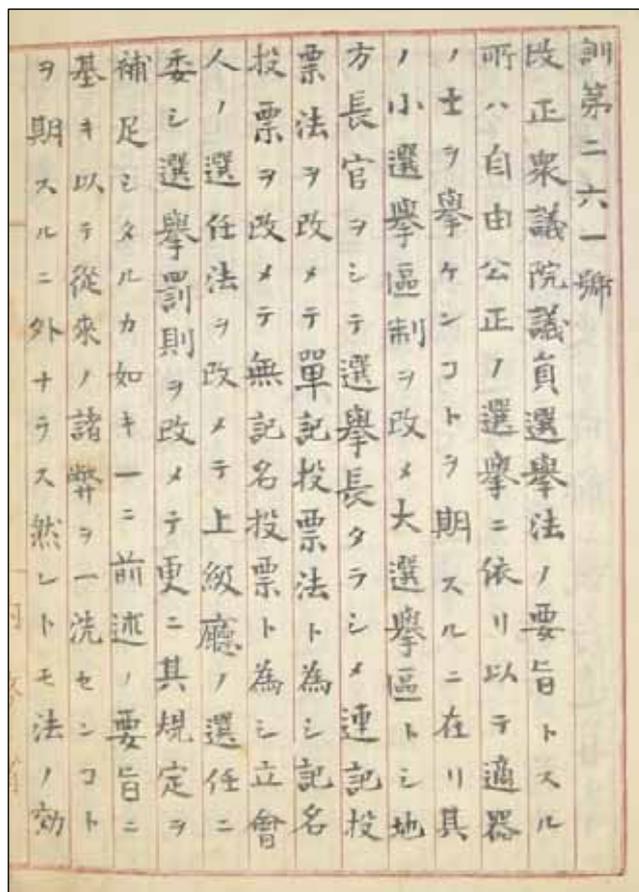
明治 23 年（1890 年）

明治 23 年 7 月 1 日実施の第 1 回衆議院議員選挙について、滋賀県が定めた「選挙事務取扱規則」に載るもの。投票用紙左半分の「選挙人」の欄には住所・氏名の記入と捺印が必要であった（記名投票）。さらに同規則の「選挙明細書式」によると、開票のさいには用紙一枚一枚を点検し選挙人氏名と被選人氏名を朗読することになっていた。

「改正衆議院議員選挙法実施につき内務省訓令」

明治 35 年 (1902 年)

明治 33 年 (1900 年) に衆議院議員選挙法が改正され、それまでの記名投票が無記名投票 (秘密投票) に変更された。この無記名投票や大選挙区制などの採用は、「自由公正ノ選挙ニ依リ、以テ適器ノ士ヲ挙ケンコトヲ期スル」ためであるという。この裏には賄賂授受や暴行脅迫、市町村吏員による選挙干渉・選挙運動などの弊害があり、法改正を機にこれらを洗浄しなければ、将来さらなる障害が続出するであろう、と述べる。



「衆議院議員選挙投票用紙に押捺すべき印章につき大阪府照会」

(左)(下)

大正 15 年 (1926 年)

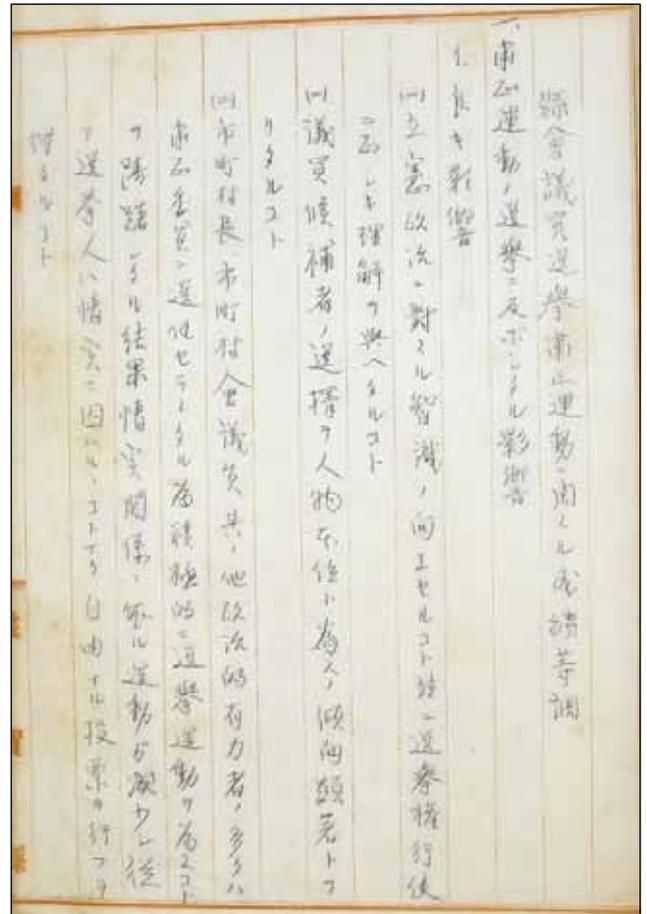
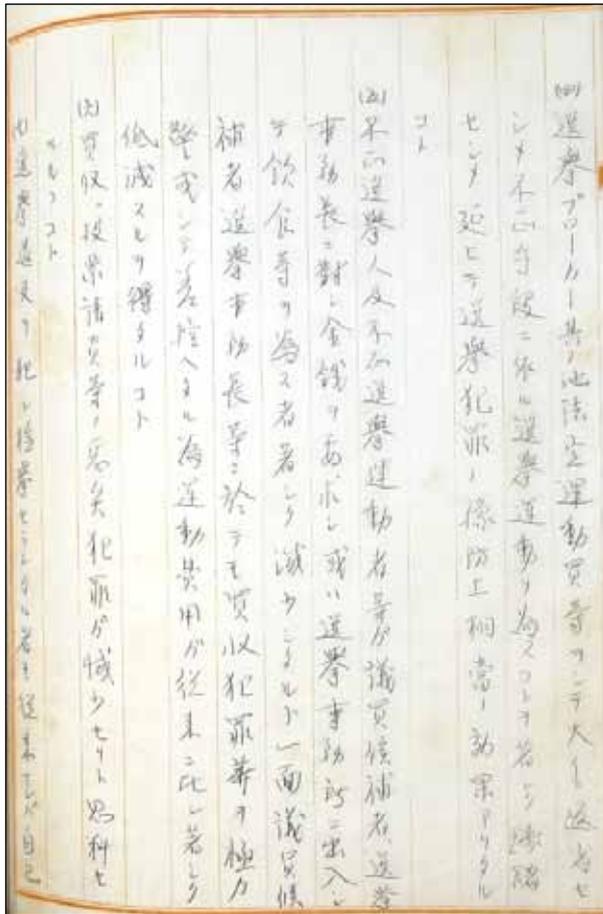
大正 14 年 (1925 年) の改正衆議院議員選挙法 (普通選挙法) により、選挙権の納税資格要件が撤廃され、男子普通選挙が実現することとなった。その結果選挙人の激増が予想され、その点に関しても各府県から内務省に様々な照会がなされている。大阪府は、これまでの 5 倍以上の投票用紙に押印せねばならないと推測し、府庁印数個を調製してもよいかを照会している。



相成モ平素ヨリ之ヲ準備シ置テ事ハ後々危険ノ件
ヲ虞モ有之ト存シ旁々以テ選舉期日ノ公布後ニ於テ
準備セラルヘクラス而モ此ノ場合ニ於テ壹個ノ府廳
印ヲ以テシテハ到底期間内ニ捺印ラ了スル事不可能
ニ有之候ノミナラス府廳印ハ他ノ普通事務ノ關係上
投票用紙捺印ニ專用難致事情モ有之候ニ付衆議院議
員選舉投票用紙捺印用府廳印トシ現在備付ノ府
廳印ト文字其他ニ於テ多少形式ヲ替ヘ別ニ數個ヲ鑄製
使用スルモ選舉法上支障無之候或聊ク疑義相生シ候
ニ付何分ノ裁御回不相成度

地方函返答

標記ノ件五月十日地第ニニニニ送テ以テ御照會ノ處
御恩込ノ通調製使用相成支障無之ト存候
連テ投票用紙捺印専用ノ府廳印數個ヲ鑄製セ
ラルル場合ニ於テハ同一形式ニ調製セラルヘキハ勿論ノ
義ニ付中添候



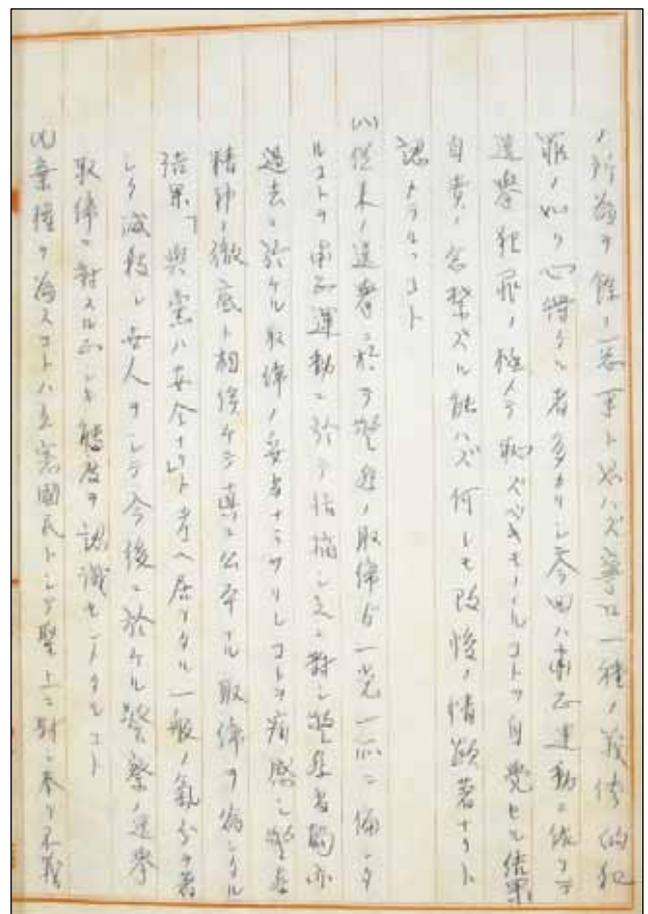
「県会議員選挙肅正運動に関する成績報告」(上)(右)昭和10年(1935年)

知事から内務省に提出したもの。昭和10年の地方選挙、翌11年の衆議院議員選挙に際しては、官民協力の全国運動として「選挙肅正運動」が展開された。道府県に選挙肅正委員会が設置され(会長は知事)、買収や棄権の防止を訴える宣伝活動、講演会などが行われた。この報告では運動の成果が強調される一方、あまりに厳しい選挙違反取り締まりを行ったため、選挙人に恐怖心を抱かせることになった、と述べる。

「選挙肅正絵ばなし」(絵省略)

昭和10年(1935年)

民間の選挙肅正運動協力機関である選挙肅正中央連盟が発行したもの。



「県会議員最適候補者推薦措置要項」

昭和 17 年 (1942 年)

県から大津市への通牒。「大東亜戦争完遂翼賛選挙」を推進するため、町内会の代表者から成る「候補者銓衡会」の組織などが定められている。候補者銓衡(選考)の標準は「正シク時局ヲ認識シ、大東亜戦争完遂ニ対スル不動ノ信念ヲ持スル人」「清新有為ニシテ真摯純正ナル自治精神ニ富ム人」などとされる。昭和 17 年には衆議院議員選挙においても翼賛選挙が実施された。



縣會議員最適候補者推薦措置要項

市田 國 彦

今次縣會議員補選選舉ヲ目標トスル 大東亜戦争 完 遂 翼 賛 選 舉 貫 徹 運 動ニ依ル最適候補者推薦ノ氣運醸成ニ依リ之ガ具體的實現ニ關シ本要項ニ依リ措置スルモノトス

一 候補者銓衡會ノ組織

全町内會ニ於テ選定シタル各一名ノ代表者ヨリ互選シタル若干名ヲ以テ組織ス

二 候補者銓衡會ノ運営

候補者銓衡會ハ銓衡委員ノ互選シタル者司會者ト爲リ司會者會議ヲ統裁ス

尙候補者銓衡會開催ノ日時場所ハ豫メ全銓衡委員ニ通知ス (市田 國 彦)

三 候補者銓衡ノ方法

候補者ノ銓衡ハ銓衡委員選舉スベキ議員數ノ最適ト認ムル者ヲ無記名投票ニ依リ豫選セシメ縣

臨席ノ下ニ司會者之ヲ開キ得票順ニ得票數ヲ記セザル豫選名簿ヲ作り其ノ者ノ中ヨリ全委員ノ

協議ニ依リ選舉スベキ議員數ノ最適候補者ヲ選定ス

尙全委員協議ノ際必要ニ依リ小委員等ヲ設クルコトヲ得

四 候補者銓衡結果ノ告知方法

候補者決定シタルトキハ銓衡會ノ司會者ハ直チニ全委員ノ連名ヲ以テ文書ニ依リ銓衡結果ヲ選

(中略)

(二) 候補者銓衡ノ標準ハ次ノ各號ニ依ル如ク指導ス

一 正シク時局ヲ認識シ大東亜戦争完遂ニ對スル不動ノ信念ヲ持スル人

二 清新有為ニシテ真摯純正ナル自治精神ニ富ム人

三 派別的偏見ヲ持タズ、飽ク迄公正ニシテ協力調和ノ出來得ル人

四 最近ノ犯罪又ハ經濟統制違反ニ依ル處罰ヲ受ケタルコトナキ人